

「山・鉾・屋台行事」の ユネスコ無形文化遺産登録について

平成28年のユネスコ無形文化遺産保護条約11回政府間委員会において、日本が提案してきた国指定重要無形民俗文化財である33件の「山・鉾・屋台行事」が審査され、ユネスコ無形文化遺産に登録（代表一覧表に記載）するとの決議がなされました。

「山・鉾・屋台行事」は、私たちの生活の一部であり、誇りです。先人により継続されてきた郷土固有の伝統文化としての意義だけでなく、今日では、地域コミュニティを支える根幹として、また多世代の交流から人間関係や社会規範を学ぶ場としても大きな意義をもっています。

今回の登録決定により、日本の誇る多様な祭礼文化が、人類の創造性を証明する「生きた文化」の一つとして国際理解の向上に貢献し、また、祭礼が行われる各地域においては、文化的価値が広く認識され、地域の活性化に繋がっていくものと確信します。

私たち6市町は、無形文化遺産登録決定を追い風にして、地元保存会等とともに「山・鉾・屋台行事」を後世に保存・継承していく取り組みを着実に進めていきます。

ユネスコ無形文化遺産

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の事業の一つ。無形文化遺産とは人々の習慣・描写・表現・知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間のことをいいます。

同じくユネスコの事業である「世界遺産」が建造物などの形があるもの（不動産）を保護の対象としていることに対し、無形文化遺産は形のないものを保護の対象としています。

山・鉾・屋台行事

地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う、各地域の文化の粋をこらした華やかな飾り付けを特徴とする「山・鉾・屋台行事」の巡行を中心とした祭礼行事

（“愛知が誇る祭りを世界に”リーフレットより）